

補論 1 存続事業所における雇用創出と雇用消失の要因分解

1 雇用創出と雇用消失の要因分解

雇用動向調査の事業所票が常用労働者を性、雇用形態の別等に分けて異動状況を調べていることを利用して、存続事業所における雇用創出と雇用消失の要因分解を行ってみた。

雇用動向調査の事業所票は、次のように常用労働者を分けて異動状況を調べている。巻末に参考として事業所票の様式を掲げてある。

男の常用名義（期間に定めのない雇用）

男の臨時・日雇名義（常用労働者のうち期間に定めのある雇用。以下「臨時名義」と呼ぶ。）

女の常用名義

女の臨時名義

常用名義と臨時名義の区分けのことを、雇用動向調査にならい、「雇用形態」と呼ぶことにする。

また、常用労働者数の内数として、パートタイム労働者数を男女別に調べている。雇用動向調査のパートタイム労働者とは、同じ事業所の一般の労働者に比べて1日の所定労働時間が短い者、あるいは1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない者のことである。パートタイム労働者に該当しない者を一般労働者と呼び、一般労働者とパートタイム労働者の区分けのことを、やはり雇用動向調査にならい、「就業形態」と呼ぶことにする。

さらに、1年間の異動については、

同一企業（会社）内からの転入者、給与支給の復活者等

同一企業（会社）内への転出者、給与支給の停止者等

を調べている。

このように分けて調べていることを利用して、調査対象事業所の常用労働者数の前年末から本年末にかけての変化を、次のように分解することができる。

前年末から本年末にかけての常用労働者数の変化……(*)

= 男の常用名義の労働者数の変化 + 男の臨時名義の労働者数の変化
+ 女の常用名義の労働者数の変化 + 女の臨時名義の労働者数の変化

性、雇用形態別

= 常用名義の労働者数の変化 + 臨時名義の労働者数の変化 …… 雇用形態別

= 男の労働者数の変化 + 女の労働者数の変化 …… 性別

= 男の一般労働者数の変化 + 男のパートタイム労働者数の変化
+ 女の一般労働者数の変化 + 女のパートタイム労働者数の変化

性、就業形態別

= 一般労働者数の変化 + パートタイム労働者数の変化 …… 就業形態別

= 企業内異動に伴う転入と転出の差 + 左以外の分 …… 企業内異動による分かどうか

その上で、雇用を増やした事業所、つまり*がプラスの事業所について、当該事業所の常用労働者数に適用する復元倍率をそのまま乗じて積み上げれば、存続事業所における雇用創出の大きさを上の区分で分解した数字を得ることができる。また、雇用を減らした事業所、つまり*がマイナスの事業所について、当該事業所の常用労働者数に適用する復元倍率をそのまま乗じて積み上げれば、存続事業所における雇用消失の大きさを上の区分で分解した数字を得ることができる。得られた数字は、創出された雇用、又は消失した雇用に対する各雇用形態、各就業形態等の寄与分である。存続事業所における雇用創出、雇用消失を、雇用形態別、就業形態別の要因分解したことになる。

事業所の新設、廃止に伴う雇用創出、雇用消失についても同様のことが期待されるが、雇用保険の被保険者のデータが男女別にしかないので、現状では困難である。

平成 20 年について行った結果は、表 1 のとおりとなった。存続事業所における雇用創出 154.3 万人と雇用消失 214.2 万人に対する男女、各雇用形態、各就業形態、そして企業内異動の寄与分と構成比（寄与率）である。

表 1 存続事業所における雇用創出と雇用消失に対する寄与分と寄与率（平成 20 年）

区分	雇用創出		雇用消失	
	万人	%	万人	%
計	154.3	100.0	-214.2	100.0
男	85.5	55.4	-127.3	59.4
女	68.9	44.6	-86.9	40.6
常用名義	117.6	76.2	-161.3	75.3
臨時名義	36.7	23.8	-52.9	24.7
一般労働者	100.9	65.3	-159.2	74.3
パートタイム	53.5	34.7	-55.0	25.7
うち 企業内異動分	32.0	20.7	-40.7	19.0

女性の寄与率は、雇用消失（40.6%）の方が雇用創出（44.6%）よりも小さい。雇用形態では、常用名義の寄与率が雇用創出に対し 76.2%、雇用消失に対しては 75.3% とほぼ同程度であるのに対し、就業形態では、パートタイム労働者の寄与率が雇用創出に対し 34.7%、一方、雇用消失に対しては 25.7% と違いが目立つ。

なお、これらの数字は、例えば常用名義の労働者やパートタイム労働者の雇用の創出、消失ではないことに注意してほしい。常用労働者が増えた雇用創出事業所の常用労働者増加分を、また、常用労働者が減った雇用消失事業所の常用労働者減少分を、それぞれ上のように分解して復元倍率を乗じて積み上げたものである。雇用の創出があった事業所であっても、雇用形態別にみれば、例えば常用名義の労働者は減り、臨時名義の労働者が増え

ている状況も考えられる。この場合、常用名義については雇用の消失が、臨時名義については雇用の創出があったことになるが、本試算では常用名義の減少は、常用労働者全体の雇用創出の一要因として、マイナスで計上される。

もちろん、上に示した事業所票の区分けを利用すれば、常用名義、臨時名義の労働者の雇用の創出、消失の大きさ、一般労働者、パートタイム労働者の雇用の創出、消失の大きさなども集計可能である。しかし、本試算は、雇用の創出、消失を常用労働者全体の雇用の創出、消失ととらえているので、各雇用形態、就業形態の寄与分をみることにした。仮に、雇用形態ごとに、或いは就業形態ごとに、創出された雇用や消失した雇用の大きさを集計したとすれば、それらの合計は、先に求めた存続事業所における創出された雇用や消失した雇用の大きさとは異なるものとなる。

以下、雇用形態、就業形態の寄与分を産業間で比較してみることにする。比較に当たっては、各寄与分の前年末労働者数に対する比率でみた。前年末労働者数は、存続事業所の前年末労働者数ではなく、廃止になる事業所の分も含めた雇用者全体のものである。存続事業所雇用創出率と存続事業所雇用消失率を、各雇用形態の寄与分、各就業形態の寄与分に分けてみることになる。

2 各雇用形態の寄与分

図1は、常用名義寄与分を横軸に、臨時名義寄与分を縦軸にし、各産業の存続事業に係る雇用創出率の常用名義寄与分と臨時名義寄与分をプロットしたものである。原点を通り右上に向かう45度線よりも下にある産業は、常用名義寄与分が臨時名義寄与分を上回る産業であり、45度線よりも上にある産業は、常用名義寄与分が臨時名義寄与分を下回る産業である。また、この図に左上から右下に向けて45度線を引く。図1には、例として2本の線を引いてある。この線上にある産業は、雇用創出率が相等しい。1本は存続事業所雇用創出率3%のラインであり、もう1本は同4%のラインである。この線が原点から遠ざかるほど（右にシフトすればするほど）、その線上の存続事業所雇用創出率は大きくなる。

図1をみると、各産業とも原点を通る45度線よりも下にあり、雇用創出に対してはどの産業も常用名義の寄与分が臨時名義の寄与分を上回っている。ただ、飲食店、宿泊業と教育、学習支援は、両者がほぼ拮抗している。また、存続事業所の雇用創出率が最も高い（図1で原点から最も遠くに位置する）金融保険は常用名義の寄与が高く、次いで存続事業所の雇用創出率の高い産業として、飲食店、宿泊業、情報通信業などがあるが、飲食店、宿泊業は臨時名義の寄与が常用名義と同程度と高く、情報通信業は常用名義の寄与が高いというように、創出された雇用の内容に違いがある。

図1 存続事業所雇用創出率に対する常用名義と臨時名義寄与分（平成20年）

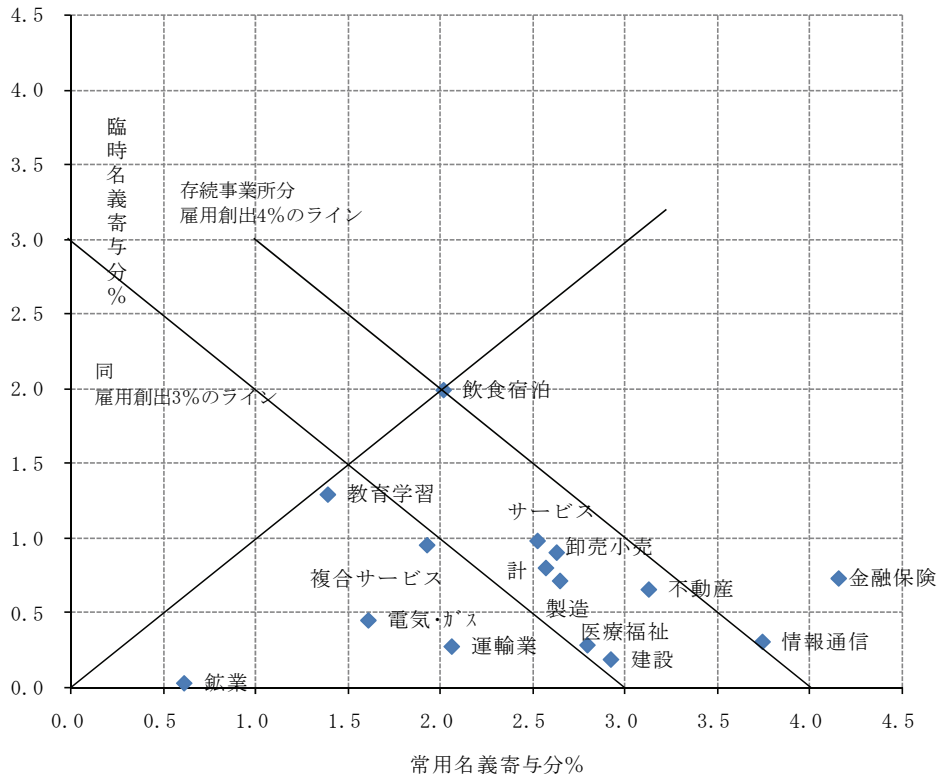
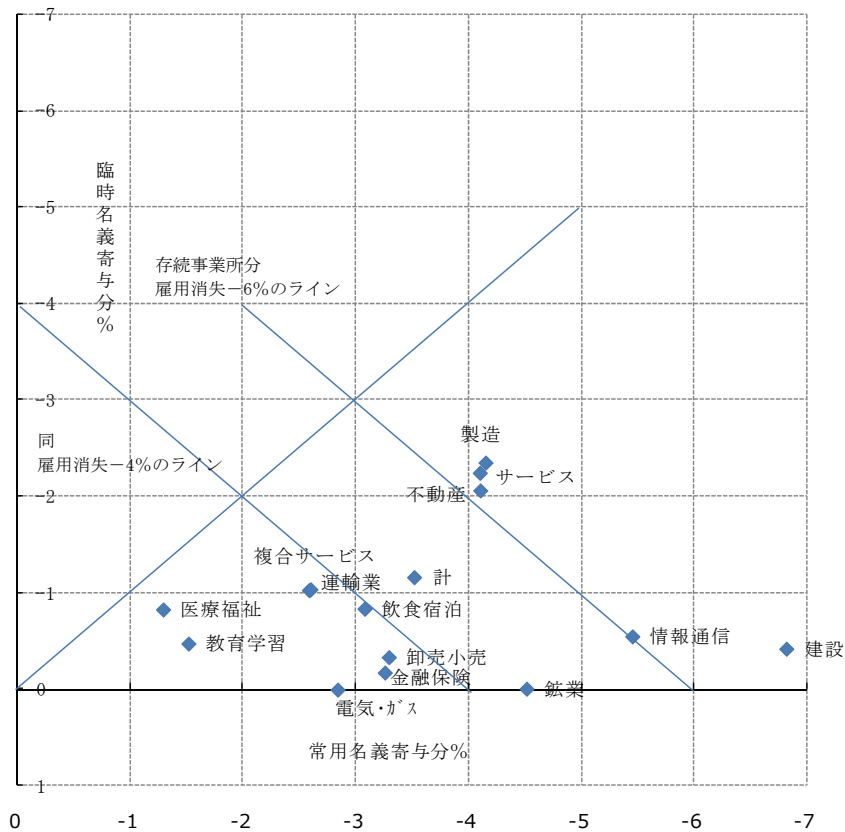


図2 存続事業所雇用消失率に対する常用名義と臨時名義寄与分（平成20年）



次の図2は、存続事業所雇用消失率に対する常用名義と臨時名義の寄与分のプロットである。図1の雇用創出と同様、各産業とも常用名義の寄与分が大きい。雇用創出と比べ、全体的に常用名義の寄与分が大きく、臨時名義の寄与分が小さい。雇用創出では臨時名義の寄与分が際立っていた飲食店宿泊や教育学習支援も、雇用消失では、臨時名義の寄与分は大きいわけではない。

(中分類の状況)

表2には、製造業等一部の産業の中分類別の状況を載せてある。雇用創出では電子部品・デバイス製造業、雇用消失では印刷・同関連産業及び輸送用機械器具製造業で、臨時名義の寄与が過半数を超えている。

衣服・その他の繊維製品、木材・木製品製造業、プラスチック製品製造業及びゴム製品製造業では、臨時名義の雇用創出に対する寄与がマイナスとなっている。雇用者数が増加している事業所で、臨時名義の雇用者数は減少していることになる。

3 各就業形態の寄与分

次の図3と図4は、それぞれ存続事業所の雇用創出と雇用消失に対する各就業形態の寄与分をみたものである。全体的に一般労働者の寄与が高いが、産業ごとに次の特徴がある。

図3をみると、存続事業所雇用創出率が他産業に比べ高い金融・保険業、情報通信業、不動産業は、雇用創出の約8~9割が一般労働者によるものであるのに対し、同様に雇用創出率の高い飲食店、宿泊業は、パートタイム労働者の寄与率が雇用創出の約8割と、他の産業に比べ特異的な地位を占める。

図4の雇用消失の方をみると、存続事業所雇用消失率のもっとも高い建設業は、一般労働者の雇用者数が減少しているものの、パートタイム労働者のそれはわずかに増加している。つまり、建設業の雇用消失の100%以上が一般労働者によるものということになる。次に雇用消失率の高い製造業及びサービス業（他に分類されないもの）では、一般労働者の寄与率がそれぞれ約6割及び約8割を占める。

飲食店、宿泊業を除くその他の産業では、一般労働者の寄与率が高く、飲食店、宿泊業については、その雇用消失率は相対的に高い訳ではないが、約6割がパートタイム労働者によるものである。

図3 存続事業所分雇用創出率に対する一般労働者とパートタイム労働者寄与分（平成20年）

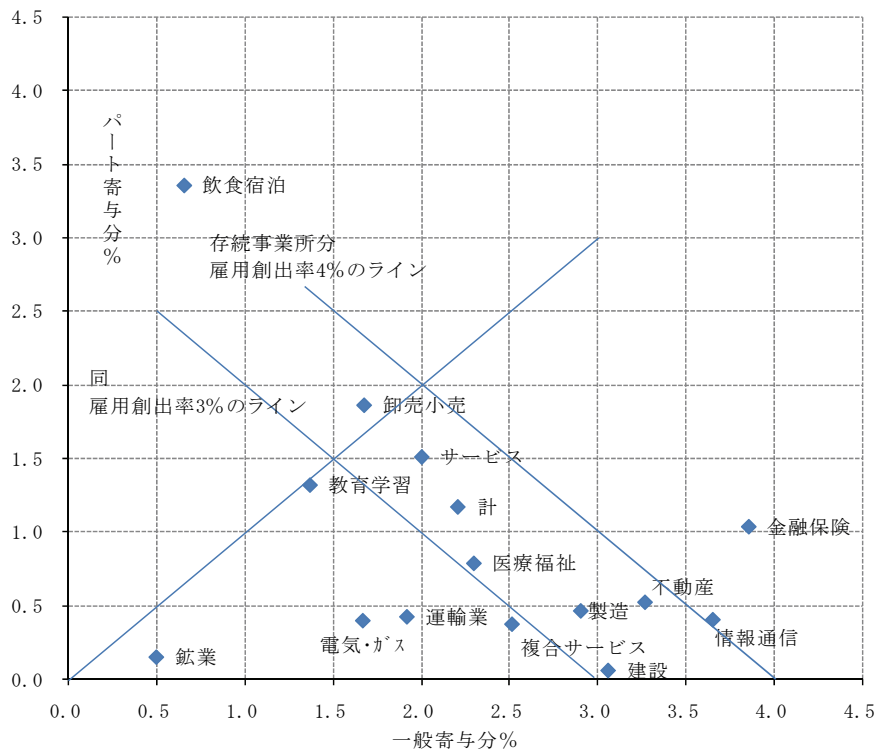


図4 存続事業所分雇用消失率に対する一般労働者とパートタイム労働者寄与分（平成20年）

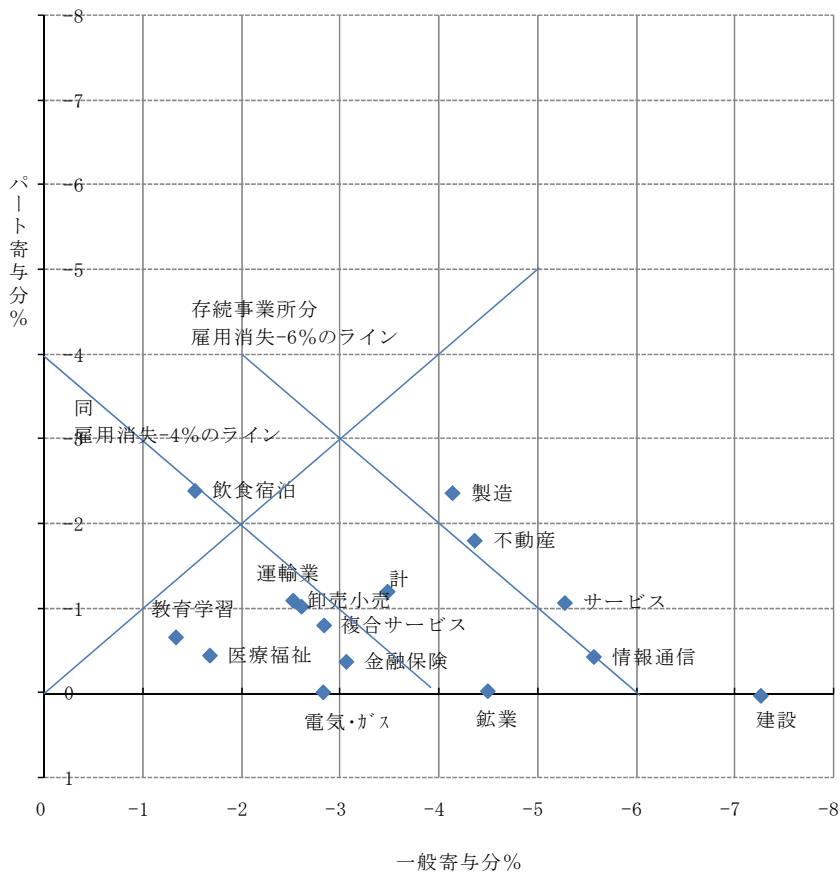


表2に、雇用創出と雇用消失に対する各就業形態の寄与分を、産業中分類別も含め掲げてある。存続事業所雇用創出率の上位3産業である情報通信機械器具製造業、精密機械器具製造業及び非鉄金属製造業は、約9割以上が一般労働者による。パートタイム労働者の寄与率が高いのは、衣服・その他の繊維製品、なめし革・同製品・毛皮製造業である。

家具・装備品製造業、石油製品・石炭製品製造業、ゴム製品製造業、窯業・土石製品製造業、鉄鋼業及び電子部品・デバイス製造業は、雇用創出の事業所であっても、雇用者数が増加しているのは一般労働者であり、パートタイム労働者の雇用者数は減少している。

このように製造業を産業中分類別にみると、大半は一般労働者の寄与が大きく、また、一般労働者の雇用創出にパートタイム労働者の雇用者数の減少を伴っている産業も多い(製造業中分類23産業中6産業)。

しかし中には、衣服・その他の繊維製品のように、雇用創出にはパートタイム労働者の寄与が大きく、雇用消失には一般労働者の寄与が大きいことから、存続事業所全体としては一般労働者からパートタイム労働者への代替が進んでいることがうかがえる産業もある。

卸売・小売業についても詳細を確認すると、卸売業では雇用創出率のうち9割以上が一般労働者の寄与であるが、小売業では約7割がパートタイムの寄与である。図3によると、卸売・小売業の雇用創出に対する寄与が一般労働者及びパートタイム労働者でそれぞれ半分程度ずつであったが、これは、卸売業と小売業における各就業形態の寄与分の特徴の中間的な姿であったことが確認される。雇用消失率については、寄与の大きさに差はあるものの、卸売業及び小売業ともに一般労働者の方が寄与分が高い。このことから、小売業は、存続事業所全体として一般労働者からパートタイム労働者への代替が進んでいることがうかがえる。

表2 存続事業所における雇用創出と雇用消失に対する各雇用形態、就業形態の寄与分等
—平成20年、事業所規模5人以上—

産業	実数	雇用創出率	雇用創出率に対する寄与分				寄与率(実数=100)			
			常用名義	臨時名義	一般	パート	女	臨時	パート	企業内異動分
存続事業所雇用創出	万人	%	%	%	%	%	%	%	%	%
調査産業計	154.3	3.37	2.57	0.80	2.20	1.17	44.6	23.8	34.7	20.7
鉱業	0.0	0.64	0.61	0.03	0.50	0.15	11.7	4.8	22.9	15.0
建設業	10.1	3.11	2.92	0.19	3.06	0.06	8.7	6.1	1.8	37.0
製造業	30.6	3.36	2.65	0.72	2.90	0.46	25.9	21.3	13.7	17.6
電気・ガス・熱供給・水道業	0.6	2.06	1.61	0.45	1.67	0.40	22.1	21.9	19.2	71.9
情報通信業	6.1	4.05	3.74	0.31	3.65	0.40	18.8	7.6	9.9	29.9
運輸業	6.3	2.34	2.06	0.28	1.92	0.42	19.6	11.8	18.0	21.1
卸売・小売業	32.6	3.54	2.63	0.91	1.67	1.86	45.5	25.6	52.6	24.9
金融・保険業	7.2	4.89	4.16	0.73	3.85	1.03	72.2	15.0	21.2	34.6
不動産業	1.6	3.79	3.13	0.66	3.27	0.52	27.3	17.4	13.8	17.0
飲食店、宿泊業	13.5	4.01	2.02	1.99	0.66	3.36	78.5	49.7	83.7	10.2
医療、福祉	14.2	3.08	2.80	0.29	2.30	0.79	83.3	9.3	25.5	2.7
教育、学習支援業	7.7	2.69	1.39	1.29	1.37	1.32	65.5	48.2	49.1	33.6
複合サービス事業	2.1	2.88	1.93	0.96	2.51	0.37	47.1	33.1	12.9	47.5
サービス業(他に分類されないもの)	21.7	3.51	2.53	0.98	2.00	1.51	39.7	28.0	43.0	14.1
食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	4.9	3.83	2.10	1.72	2.08	1.75	50.5	45.0	45.8	4.5
繊維工業	0.2	1.23	1.18	0.05	1.04	0.18	46.4	3.9	14.9	-14.3
衣服・その他の繊維製品	0.7	2.48	2.81	-0.33	0.86	1.62	74.1	-13.2	65.2	-4.7
木材・木製品製造業	0.2	1.88	1.98	-0.09	1.70	0.18	-6.4	-4.9	9.7	-0.3
家具・装備品製造業	0.2	1.50	1.26	0.24	1.69	-0.19	-7.5	16.2	-13.0	30.2
パルプ・紙・紙加工品製造業	0.5	2.30	1.69	0.61	1.58	0.72	27.9	26.6	31.2	31.9
印刷・同関連産業	0.8	2.22	1.56	0.66	1.80	0.43	3.9	29.9	19.2	80.7
化学工業	1.6	3.61	3.34	0.27	3.06	0.56	35.5	7.5	15.5	20.0
石油製品・石炭製品製造業	0.0	1.79	1.78	0.01	1.87	-0.08	46.1	0.6	-4.4	17.8
プラスチック製品製造業	1.1	2.74	2.86	-0.12	2.64	0.10	24.1	-4.2	3.5	4.3
ゴム製品製造業	0.5	3.32	3.35	-0.02	3.40	-0.08	30.1	-0.7	-2.4	6.2
なめし革・同製品・毛皮製造業	0.0	1.15	1.15	0.00	0.00	1.15	106.9	0.0	99.8	0.0
窯業・土石製品製造業	0.5	1.72	1.56	0.15	1.73	-0.01	17.8	9.0	-0.8	44.4
鉄鋼業	0.6	2.60	2.00	0.61	2.72	-0.11	11.0	23.3	-4.3	2.5
非鉄金属製造業	0.8	5.26	4.63	0.63	4.88	0.38	15.5	12.0	7.2	56.0
金属製品製造業	2.9	4.56	4.42	0.14	4.25	0.31	40.2	3.0	6.8	7.9
一般機械器具製造業	3.8	3.95	3.40	0.56	3.88	0.08	9.6	14.1	2.0	40.8
電気機械器具製造業	1.8	3.05	2.74	0.32	2.90	0.15	19.5	10.4	5.0	28.3
情報通信機械器具製造業	1.8	5.91	5.15	0.76	5.45	0.46	17.5	12.9	7.8	24.6
電子部品・デバイス製造業	1.8	2.91	0.96	1.95	2.98	-0.08	3.8	67.1	-2.6	16.0
輸送用機械器具製造業	3.7	2.96	2.23	0.73	2.85	0.11	12.5	24.7	3.8	2.5
精密機械器具製造業	1.1	5.28	4.22	1.06	5.06	0.22	22.9	20.1	4.1	19.4
武器、その他の製造業	0.8	4.33	3.16	1.17	3.59	0.74	43.3	27.1	17.1	-15.2
卸売業	9.9	3.12	2.99	0.13	2.99	0.13	15.7	4.0	4.0	48.1
小売業	22.8	3.75	2.44	1.31	0.98	2.77	58.5	35.0	73.8	14.8
専門サービス業	4.1	4.58	5.02	-0.44	3.97	0.60	16.8	-9.7	13.2	11.7
娯楽業	2.2	2.56	1.02	1.53	0.98	1.58	31.2	60.0	61.6	5.2
自動車整備業、機械等修理業	0.5	1.55	1.45	0.10	1.36	0.19	4.8	6.5	12.1	48.8
その他の事業差サービス業	10.3	4.61	3.23	1.37	2.56	2.04	43.4	29.8	44.4	15.5
その他のサービス業	4.7	2.47	1.36	1.11	0.96	1.51	59.6	44.9	61.0	13.5

(続き)

産業	実数	雇用消 失率	雇用消失率に対する寄与分				実数に対する寄与率(実数=100)			
			常用 名義	臨時 名義	一般	パート	女	臨時	パート	企業内 異動分
存続事業所雇用消失										
調査産業計	-214.2	-4.68	-3.53	-1.16	-3.48	-1.20	40.6	24.7	25.7	19.0
鉱業	-0.2	-4.52	-4.52	0.00	-4.50	-0.02	1.9	0.0	0.6	3.3
建設業	-23.5	-7.24	-6.83	-0.41	-7.27	0.03	11.6	5.7	-0.4	7.9
製造業	-59.2	-6.50	-4.16	-2.35	-4.14	-2.37	35.6	36.1	36.4	14.7
電気・ガス・熱供給・水道業	-0.8	-2.84	-2.85	0.01	-2.83	-0.01	4.6	-0.3	0.4	60.9
情報通信業	-9.0	-6.00	-5.46	-0.54	-5.57	-0.43	31.0	9.0	7.2	69.0
運輸業	-9.7	-3.62	-2.59	-1.02	-2.52	-1.10	23.8	28.3	30.3	25.6
卸売・小売業	-33.5	-3.63	-3.30	-0.33	-2.60	-1.02	41.1	9.0	28.2	30.3
金融・保険業	-5.0	-3.43	-3.27	-0.17	-3.06	-0.37	39.5	4.9	10.8	32.5
不動産業	-2.6	-6.17	-4.11	-2.06	-4.36	-1.80	40.4	33.3	29.2	21.5
飲食店、宿泊業	-13.2	-3.92	-3.09	-0.83	-1.52	-2.39	55.5	21.2	61.1	1.8
医療、福祉	-9.7	-2.12	-1.30	-0.82	-1.67	-0.45	84.9	38.7	21.0	13.4
教育、学習支援業	-5.7	-1.99	-1.52	-0.47	-1.33	-0.66	59.7	23.5	33.2	11.3
複合サービス事業	-2.7	-3.64	-2.61	-1.03	-2.84	-0.80	43.7	28.3	22.1	58.8
サービス業（他に分類されないもの）	-39.3	-6.35	-4.11	-2.24	-5.28	-1.07	53.3	35.3	16.8	12.2
食料品、飲料・たばこ・飼料製造業	-5.1	-3.94	-3.22	-0.73	-1.81	-2.14	61.7	18.5	54.2	10.8
繊維工業	-0.9	-6.74	-6.19	-0.55	-5.58	-1.16	57.3	8.1	17.2	-4.8
衣服・その他の繊維製品	-0.8	-2.74	-2.76	0.02	-2.78	0.03	88.1	-0.7	-1.2	15.0
木材・木製品製造業	-0.6	-5.13	-4.44	-0.69	-4.49	-0.64	22.2	13.4	12.5	26.4
家具・装備品製造業	-0.8	-6.62	-4.81	-1.81	-5.20	-1.42	44.0	27.3	21.5	1.8
パルプ・紙・紙加工品製造業	-1.2	-5.29	-4.29	-0.99	-4.75	-0.53	27.7	18.8	10.1	32.8
印刷・同関連産業	-1.0	-2.59	-1.15	-1.44	-1.73	-0.86	40.3	55.6	33.2	16.6
化学工業	-1.5	-3.45	-3.06	-0.39	-3.20	-0.25	20.6	11.3	7.2	18.1
石油製品・石炭製品製造業	-0.1	-2.84	-2.48	-0.37	-2.19	-0.65	45.5	12.9	22.9	17.7
プラスチック製品製造業	-1.3	-3.23	-2.91	-0.32	-2.49	-0.75	42.4	9.9	23.0	-8.0
ゴム製品製造業	-0.3	-2.10	-1.46	-0.64	-1.76	-0.34	34.3	30.4	16.2	22.7
なめし革・同製品・毛皮製造業	-0.4	-9.25	-9.14	-0.10	-8.55	-0.70	20.3	1.1	7.5	-0.7
窯業・土石製品製造業	-2.7	-8.85	-6.55	-2.29	-7.25	-1.59	30.5	25.9	18.0	-2.6
鉄鋼業	-0.5	-2.14	-2.06	-0.08	-2.07	-0.07	6.8	3.7	3.2	27.8
非鉄金属製造業	-0.3	-1.88	-1.75	-0.13	-2.27	0.39	33.6	7.0	-20.5	11.8
金属製品製造業	-1.8	-2.78	-2.75	-0.03	-2.69	-0.09	17.8	1.0	3.1	41.9
一般機械器具製造業	-5.7	-5.93	-5.58	-0.35	-5.08	-0.85	20.8	6.0	14.4	55.5
電気機械器具製造業	-2.0	-3.36	-3.04	-0.31	-2.95	-0.41	27.5	9.3	12.2	21.9
情報通信機械器具製造業	-1.2	-4.02	-3.42	-0.60	-4.01	-0.01	22.1	14.9	0.3	18.9
電子部品・デバイス製造業	-3.9	-6.31	-5.45	-0.86	-5.56	-0.76	44.2	13.6	12.0	3.5
輸送用機械器具製造業	-25.8	-20.59	-7.24	-13.35	-8.66	-11.93	34.2	64.8	58.0	7.8
精密機械器具製造業	-0.6	-2.71	-2.36	-0.35	-2.03	-0.68	51.2	13.0	25.1	30.7
武器、その他の製造業	-0.6	-3.31	-3.21	-0.10	-1.93	-1.38	44.5	3.0	41.7	10.5
卸売業	-11.9	-3.74	-3.79	0.05	-3.39	-0.36	20.0	-1.2	9.5	27.4
小売業	-21.6	-3.57	-3.05	-0.52	-2.20	-1.37	52.7	14.6	38.5	31.9
専門サービス業	-2.4	-2.61	-2.34	-0.27	-2.75	0.14	28.1	10.5	-5.4	17.3
娯楽業	-6.6	-7.75	-6.00	-1.75	-6.39	-1.37	45.2	22.6	17.6	23.1
自動車整備業、機械等修理業	-1.9	-5.95	-5.06	-0.89	-5.15	-0.80	12.2	14.9	13.5	18.8
その他の事業差サービス業	-21.3	-9.56	-5.24	-4.33	-8.03	-1.53	63.7	45.2	16.0	7.4
その他のサービス業	-7.2	-3.79	-2.62	-1.17	-2.79	-1.01	48.9	30.9	26.5	13.2

補論2 雇用保険事業所別頻数ファイルにおける事業所新設後及び廃止前の労働者数¹の推移

事業所の新設に伴う雇用創出効果、あるいは事業所の廃止に伴う雇用消失効果とは、どの時点の労働者数で計測すればよいのであろうか。本試算は、暦年単位で雇用の創出と消失をとらえている。したがって、事業所の新設に伴う雇用創出効果は、本試算では、たとえば4月に新設された事業所の場合は新設月末から8カ月後の月末労働者数で評価されるのに対し、10月に新設された事業所ではわずか2カ月後の月末労働者数で評価されることになる。本試算の新設雇用創出率とは、このような内容の数字であって、年末以後の雇用創出は、当年の雇用創出率に反映されない。事業所新設の雇用創出効果、事業所廃止の雇用消失効果をとらえる観点に立てば、暦年で区切ることの影響を検証してみる必要がある。

評価時点の変更が試算に与える影響を確認する材料の1つとして、ここでは、雇用保険事業所別頻数ファイルのデータに基づき、事業所が新設された後の労働者数の推移、及び事業所が廃止される前の労働者数の推移を観察する²。

1 事業所新設後の労働者数の推移

図1～3は、それぞれ、平成17年、18年、19年に新設された労働者5人以上³の事業所について、新設された月ごとに、労働者数の総数の月別変化を翌年12月末までみたものである。4月に新設された事業所の労働者数が圧倒的に多く、5～8月に新設された事業所の労働者数がそれに続く。この傾向は、平成17年及び平成18年に新設された事業所に共通する特徴であるが、平成19年については異なる。平成19年10月1日の郵政民営化によって雇用保険の適用事業所が増加したため、雇用保険事業所別頻数ファイル上ではそれらが新設として扱われ、10月に新設された事業所の労働者数をもっとも多くなっている。次いで多いのは4月の新設分であるが、5月及び7月新設分がそれに接近しており、他の年次のように4月の新設分だけが圧倒的に多いということはない。

図4～6は、図1～3を指数化したものである。つまり、新設月の月末労働者数を100とし、その後の労働者数の推移を示している。いずれの新設月についても、新設後1、2カ月の労働者数の伸びが著しく、その後伸び率は逡減していく。ただし、平成17年6月に新設された事業所は9カ月後の平成18年3月末に、平成19年7月に新設された事業所は5カ月後の平成19年12月末にそれぞれ労働者数が急増するというような例外もある。新設月の月末労働者数と比較して、新設されてから約1年後に規模が倍程度になるのは、い

¹ 労働者数とは、雇用保険被保険者数を指す。

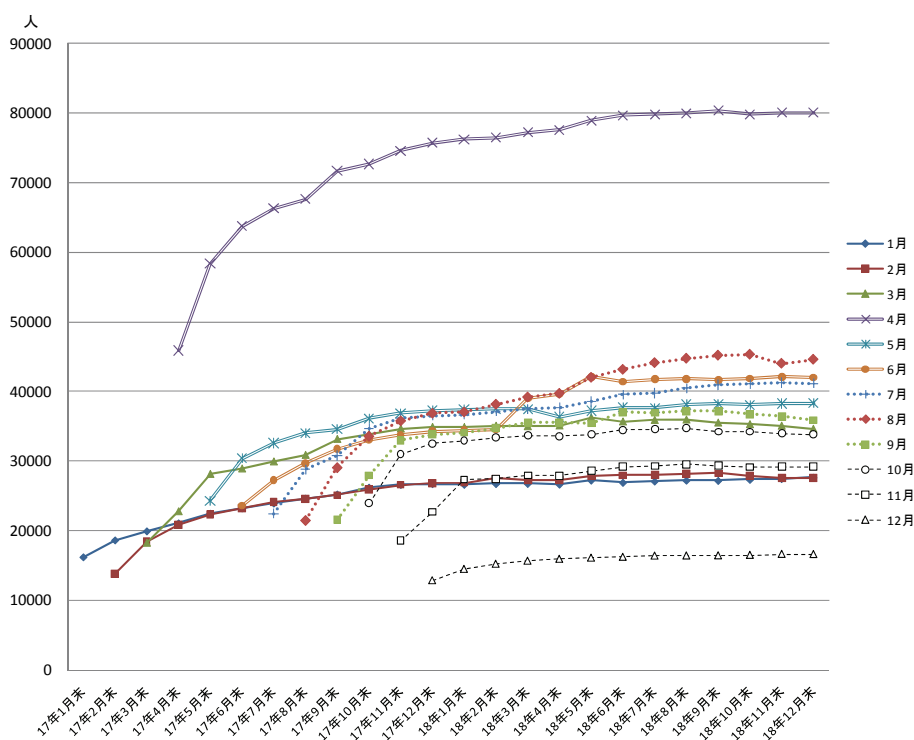
² 労働者数は、ハローワーク再編の影響以外に、管外移転の影響も可能な限り除いたものである。新設後又は廃止前の労働者数の推移をみる趣旨を踏まえ、本試算と異なり、管外移転に伴う保険関係の成立・消滅を事業所の新設・廃止と捉えないことにした。

³ 新設年末時点の労働者数に基づく。

ずれの年も3月に新設された事業所である。他には、平成17年では2月及び8月新設分、平成18年では2月新設分、平成19年では1月及び7月新設分がこれに該当する。

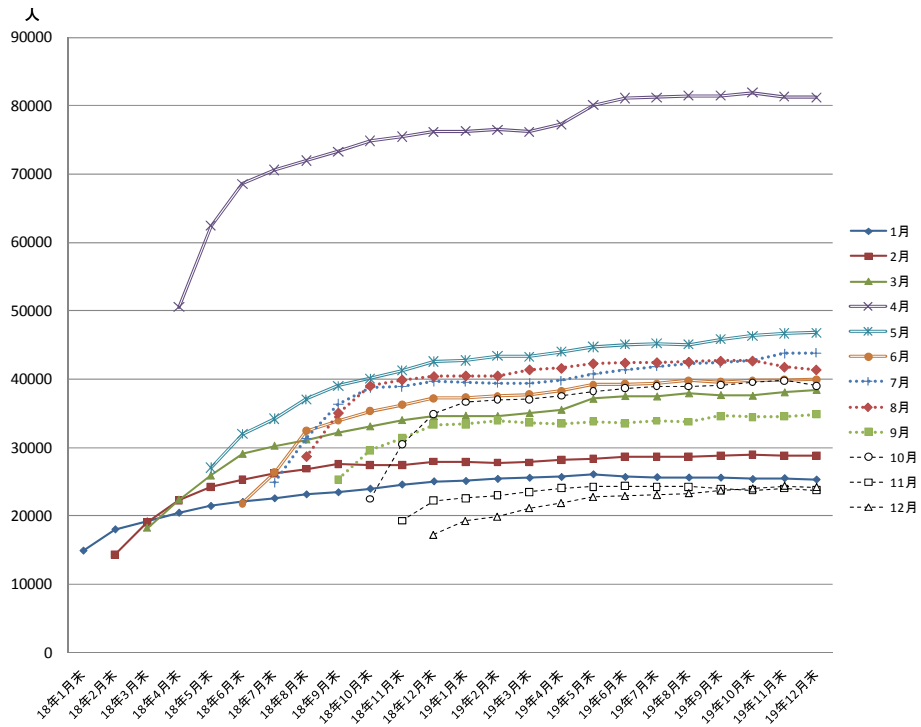
事業所の新設に伴う雇用創出効果として、新設年の年末労働者数で評価するか、あるいはどの新設月であっても1年程度経過して安定したとみなせる時点の労働者数で評価するかによって算出される新設率が異なり、結果として雇用創出指標の試算に影響を与える。ここでは、両者にどの程度の乖離が発生するかを確認してみよう。図4～6の横軸に垂直な直線上にある点が新設年の年末労働者数であり、丸で囲まれた点が新設月から1年後の月末労働者数である。新設年の年末労働者数をベースとして、この両者が20%以上乖離するのが、平成17年の6月、8月、11月及び12月新設分、並びに平成18年12月新設分である。とりわけ、平成18年12月新設分については、乖離が約40%と非常に大きくなっている。乖離が10%程度であるのは、平成17年7月及び9月新設分、並びに平成18年10月及び11月新設分である。乖離が大きな月数は、平成17年から徐々に減少し、平成19年新設分に至っては、乖離が最大でも6%程度の新設月（6月及び9月）しか存在しない。このように新設月ごとに乖離幅にはばらつきがあるが、各年次の合計（表1～3の全国）で見ると、平成17年が約9%、平成18年が約6%、そして平成19年が約3%となっており、年々乖離が小さくなっている。

図1 新設月別新設事業所労働者数の推移（平成17年新設分、労働者5人以上の事業所）



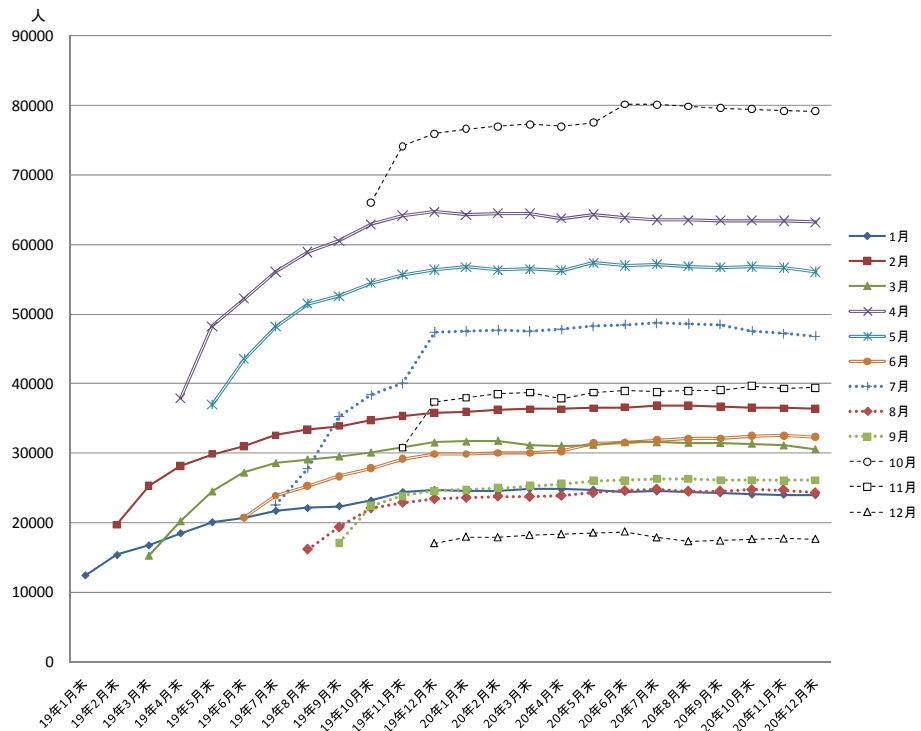
- 注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。
 2 労働者5人以上か否かは、新設年末時点での労働者数に基づく。

図2 新設月別新設事業所労働者数の推移(平成18年新設分、労働者5人以上の事業所)



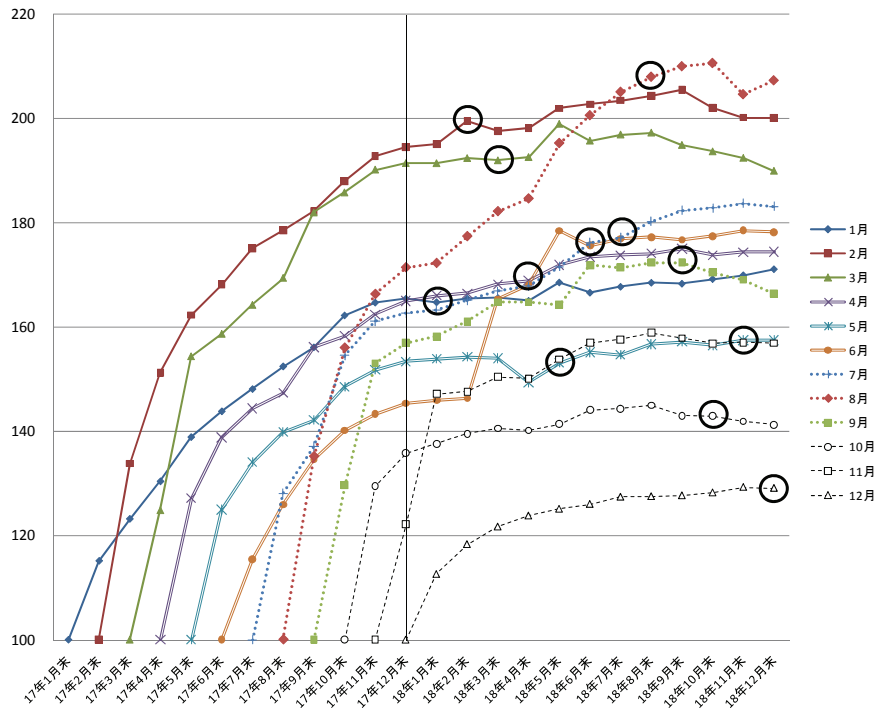
- 注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。
 2 労働者5人以上か否かは、新設年末時点での労働者数に基づく。

図3 新設月別新設事業所労働者数の推移(平成19年新設分、労働者5人以上の事業所)



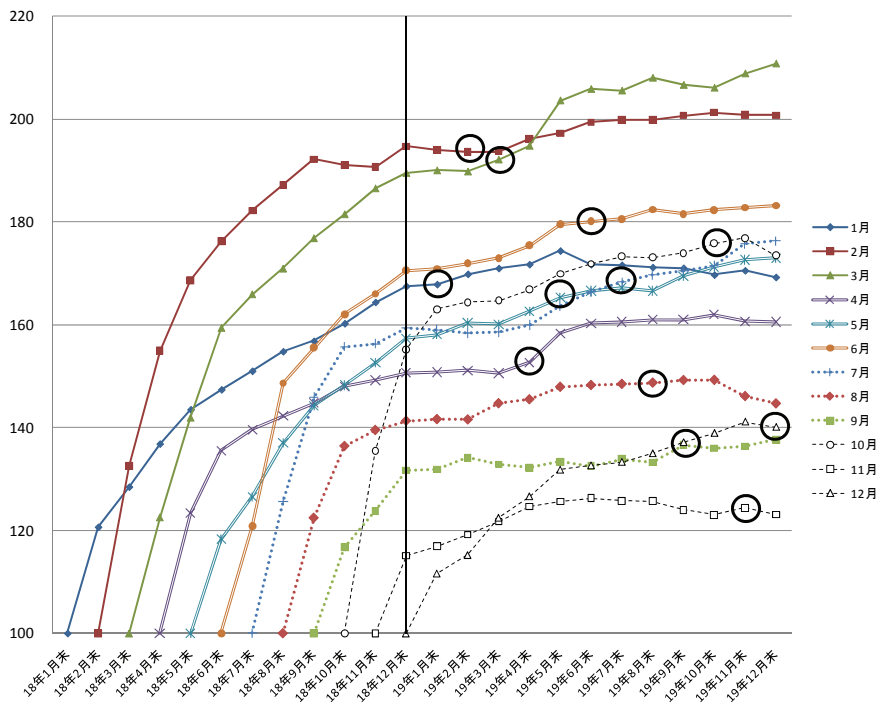
- 注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。
 2 労働者5人以上か否かは、新設年末時点での労働者数に基づく。

図4 新設月別新設事業所労働者数の推移(平成17年新設分、労働者5人以上の事業所)



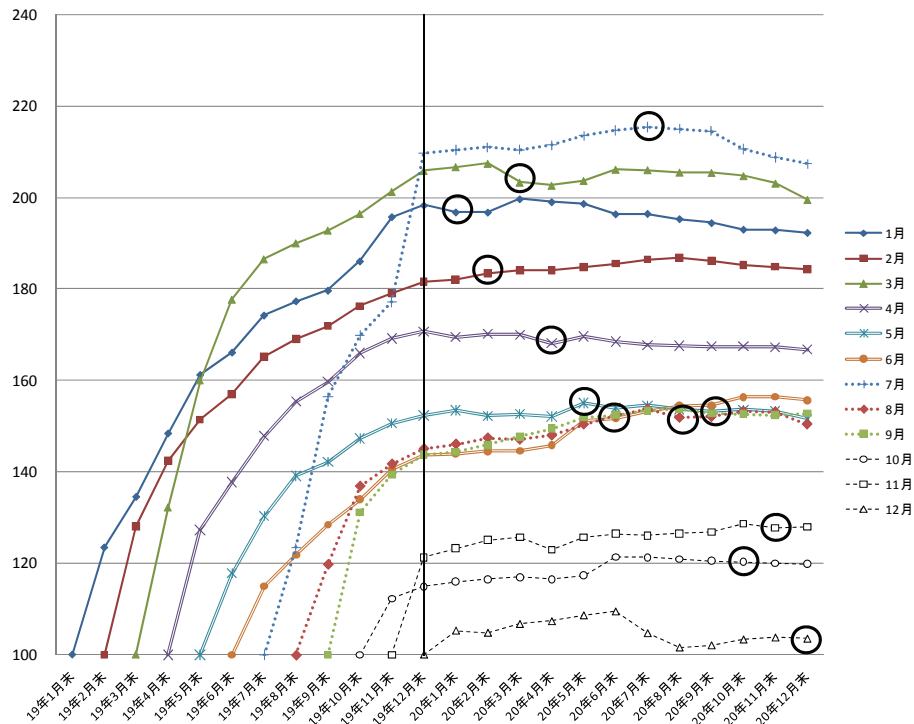
- 注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。
- 2 労働者5人以上か否かは、新設年末時点での労働者数に基づく。
- 3 グラフは、新設月の月末労働者数を100とした場合の指数の推移を表わしている。
- 4 ○は、新設1年後の月末時点の状況を示している。

図5 新設月別新設事業所労働者数の推移(平成18年新設分、労働者5人以上の事業所)



- 注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。
- 2 労働者5人以上か否かは、新設年末時点での労働者数に基づく。
- 3 グラフは、新設月の月末労働者数を100とした場合の指数の推移を表わしている。
- 4 ○は、新設1年後の月末時点の状況を示している。

図6 新設月別新設事業所労働者数の推移(平成19年新設分、労働者5人以上の事業所)



- 注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。
 2 労働者5人以上か否かは、新設年末時点での労働者数に基づく。
 3 グラフは、新設月の月末労働者数を100とした場合の指数の推移を表わしている。
 4 ○は、新設1年後の月末時点の状況を示している。

表1～3には、都道府県別の乖離状況も示されている。平成17年についてみると、長野県が約56%ともっとも乖離が大きく、それに続くのが山形県及び東京都で約21%の乖離である。平成18年では静岡県が約19%ともっとも大きく、乖離が10%以上の都道府県が散見されるが、平成17年と比較して全体的に乖離が小さくなっている。平成19年にはさらに全体的に乖離が小さくなり、大分県の一約12%を除いて、乖離が10%以上の都道府県は存在しない。特定の都道府県のみが乖離が大きくなるかといえば必ずしもそうではなく、静岡県が平成17年及び平成18年で、大分県が平成17年及び平成19年でそれぞれ乖離が10%以上になっている他には、今回観察した3年間のうち複数年で乖離が10%以上となる都道府県は存在しない。

表1 都道府県別新設事業所労働者数の時点間比較
(平成17年新設分、労働者5人以上の事業所、単位：人)

	新設 年末時点(a)	新設後 1年経過(b)	乖離(b/a)		新設 年末時点(a)	新設後 1年経過(b)	乖離(b/a)
1 北海道	15523	15671	1.010	25 滋賀	5057	5316	1.051
2 青森	3695	3715	1.005	26 京都	5907	6069	1.027
3 岩手	4981	5523	1.109	27 大阪	30017	30429	1.014
4 宮城	12317	12998	1.055	28 兵庫	11411	11798	1.034
5 秋田	3728	4031	1.081	29 奈良	1914	2119	1.107
6 山形	2941	3564	1.212	30 和歌山	2188	2257	1.032
7 福島	5631	6584	1.169	31 鳥取	2115	2232	1.055
8 茨城	10706	10695	0.999	32 島根	3602	4063	1.128
9 栃木	8819	9280	1.052	33 岡山	3993	4068	1.019
10 群馬	6149	6378	1.037	34 広島	6530	6626	1.015
11 埼玉	11590	12797	1.104	35 山口	3230	3169	0.981
12 千葉	12049	11835	0.982	36 徳島	1626	1377	0.847
13 東京	93056	112265	1.206	37 香川	2107	2073	0.984
14 神奈川	22859	25915	1.134	38 愛媛	4796	5038	1.050
15 新潟	5926	6099	1.029	39 高知	1396	1420	1.017
16 富山	2025	2169	1.071	40 福岡	20152	20703	1.027
17 石川	4410	4482	1.016	41 佐賀	2428	2270	0.935
18 福井	2325	2415	1.039	42 長崎	6306	5638	0.894
19 山梨	1737	1858	1.070	43 熊本	4438	4687	1.056
20 長野	3911	6087	1.556	44 大分	2066	2303	1.115
21 岐阜	4904	4876	0.994	45 宮崎	2820	2907	1.031
22 静岡	10246	11706	1.142	46 鹿児島	3493	3524	1.009
23 愛知	23380	24611	1.053	47 沖縄	6061	6422	1.060
24 三重	4622	5042	1.091	全国	411183	447104	1.087

- 注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。
 2 労働者5人以上か否かは、新設年末時点での労働者数に基づく。
 3 網掛けは、新設年末時点と新設1年後の月末時点との労働者数の乖離が10%以上である場合を示している。

表2 都道府県別新設事業所労働者数の時点間比較
(平成18年新設分、労働者5人以上の事業所、単位：人)

	新設 年末時点(a)	新設後 1年経過(b)	乖離(b/a)		新設 年末時点(a)	新設後 1年経過(b)	乖離(b/a)
1 北海道	15049	16033	1.065	25 滋賀	4232	4022	0.950
2 青森	6533	6820	1.044	26 京都	6196	6287	1.015
3 岩手	3272	3441	1.052	27 大阪	33920	35266	1.040
4 宮城	6616	7694	1.163	28 兵庫	12849	13257	1.032
5 秋田	2243	2161	0.963	29 奈良	3105	3175	1.023
6 山形	2787	2857	1.025	30 和歌山	2274	2600	1.143
7 福島	6866	6940	1.011	31 鳥取	1942	2096	1.079
8 茨城	9259	9499	1.026	32 島根	2359	2460	1.043
9 栃木	5922	5944	1.004	33 岡山	5472	5880	1.075
10 群馬	6313	6349	1.006	34 広島	11487	12113	1.054
11 埼玉	15936	16320	1.024	35 山口	3194	3311	1.037
12 千葉	10983	11411	1.039	36 徳島	1808	1780	0.985
13 東京	104537	111024	1.062	37 香川	3223	3714	1.152
14 神奈川	21793	23927	1.098	38 愛媛	3357	3738	1.113
15 新潟	4686	5047	1.077	39 高知	1923	2014	1.047
16 富山	2146	2242	1.045	40 福岡	21989	21684	0.986
17 石川	4501	4451	0.989	41 佐賀	2616	2669	1.020
18 福井	2136	2346	1.098	42 長崎	5286	5598	1.059
19 山梨	2900	3307	1.140	43 熊本	5267	5255	0.998
20 長野	4072	4456	1.094	44 大分	3951	4151	1.051
21 岐阜	4229	4136	0.978	45 宮崎	2867	3155	1.100
22 静岡	9217	10938	1.187	46 鹿児島	4065	4311	1.061
23 愛知	24896	28238	1.134	47 沖縄	5640	5853	1.038
24 三重	5562	6111	1.099	全国	431476	456081	1.057

- 注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。
 2 労働者5人以上か否かは、新設年末時点での労働者数に基づく。
 3 網掛けは、新設年末時点と新設1年後の月末時点との労働者数の乖離が10%以上である場合を示している。

表3 都道府県別新設事業所労働者数の時点間比較
(平成19年新設分、労働者5人以上の事業所、単位：人)

	新設 年末時点(a)	新設後 1年経過(b)	乖離(b/a)		新設 年末時点(a)	新設後 1年経過(b)	乖離(b/a)
1 北海道	20435	20198	0.988	25 滋賀	3711	3966	1.069
2 青森	4369	4475	1.024	26 京都	6626	6827	1.030
3 岩手	3264	3491	1.070	27 大阪	38938	39467	1.014
4 宮城	9965	9680	0.971	28 兵庫	17279	17051	0.987
5 秋田	2253	2322	1.031	29 奈良	2339	2403	1.027
6 山形	3066	2918	0.952	30 和歌山	2653	2747	1.035
7 福島	6514	6700	1.029	31 鳥取	1686	1551	0.920
8 茨城	8527	8783	1.030	32 島根	1623	1573	0.969
9 栃木	6804	6772	0.995	33 岡山	5051	5262	1.042
10 群馬	5437	5728	1.054	34 広島	11449	11535	1.008
11 埼玉	16552	16710	1.010	35 山口	2948	3046	1.033
12 千葉	14865	14927	1.004	36 徳島	1546	1518	0.982
13 東京	114259	121904	1.067	37 香川	3122	3087	0.989
14 神奈川	25733	27006	1.049	38 愛媛	3718	3603	0.969
15 新潟	7133	7145	1.002	39 高知	1824	1812	0.993
16 富山	3356	3173	0.945	40 福岡	20909	21181	1.013
17 石川	3269	2981	0.912	41 佐賀	3273	3423	1.046
18 福井	2654	2619	0.987	42 長崎	3962	4084	1.031
19 山梨	2785	2782	0.999	43 熊本	6223	6674	1.072
20 長野	5824	6180	1.061	44 大分	6849	6047	0.883
21 岐阜	4183	4312	1.031	45 宮崎	3455	3511	1.016
22 静岡	9723	9895	1.018	46 鹿児島	3601	3722	1.034
23 愛知	23850	24190	1.014	47 沖縄	5616	5958	1.061
24 三重	5690	5495	0.966	全国	468911	480434	1.025

注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。

注2 労働者5人以上か否かは、新設年末時点での労働者数に基づく。

注3 網掛けは、新設年末時点と新設1年後の月末時点との労働者数の乖離が10%以上である場合を示している。

2 事業所廃止に至るまでの労働者数の推移

図7～9は、それぞれ、平成18年、19年、20年に廃止された労働者5人以上⁴の事業所について、廃止された月ごとに、労働者数の総数の月別変化を前年1月から廃止月の前月末までみたものである。4月に廃止された事業所の労働者数が圧倒的に多く、5月、7月及び10月に廃止された事業所の労働者数がそれに続く。この傾向は、平成18年～平成20年に廃止された事業所に共通する特徴である。ただし、平成19年では12月廃止分、平成20年では3月廃止分の労働者数もこれらの月と同様に多い。平成18年の4月廃止分、平成19年の4月及び5月廃止分、並びに平成20年の2月、4月及び5月廃止分については、廃止月以降にもゼロ近傍に労働者数がプロットされている。これは、雇用保険被保険者がゼロとなって1度廃止扱いになった事業所で、再び雇用保険の適用となる労働者が現れたためである。

図10～12は、図7～9を指数化したものである。つまり、廃止月の前月末労働者数を100とし、それ以前の労働者数の推移を示している。事業所が廃止される場合、廃止月の月末労働者はゼロとなるため、廃止時点と他の時点との比較ができない。そこで、廃止月の前月末労働者数を100とした。労働者数は、廃止の1年以上前は概ね安定して推移しており、

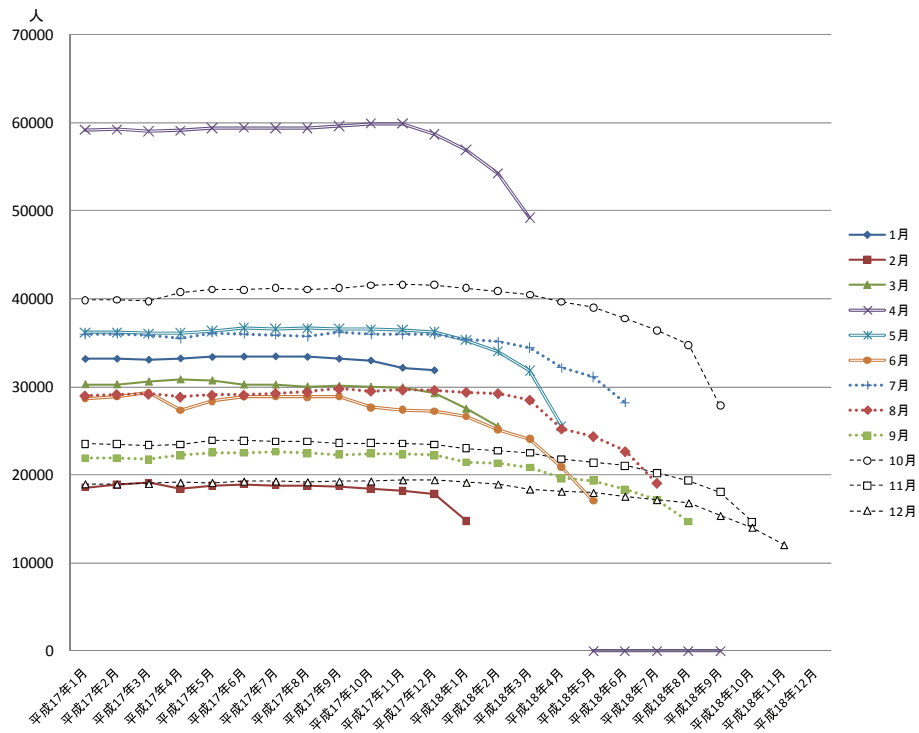
⁴ 廃止前年末時点の労働者数に基づく。

その後、徐々に減り、廃止 2、3 か月ぐらい前から急激に減る経過を辿る場合が多いことがわかる。また、廃止 1 年前の労働者数の水準は、廃止月の前月末労働者数の 1.5 倍の範囲に収まっている廃止月が多い。ただし、廃止月が平成 18 年の 6 月、8 月、9 月、11 月、12 月、平成 19 年の 6 月、8 月、11 月、平成 20 年の 3 月、9 月、11 月の場合は 1.5~1.7 倍あり、さらに、平成 20 年 12 月廃止分は約 1.9 倍と、他の廃止月の状況を大きく上回っている。

事業所の廃止に伴う雇用消失効果として、廃止年の前年末労働者数で評価するか、あるいはどの廃止月であっても 1 年程度前の労働者数で評価するかによって算出される廃止率が異なり、結果として雇用消失指標の試算に影響を与える。ここでは、両者にどの程度の乖離が発生するかを確認してみよう。図 10~12 の横軸に垂直な直線上にある点が廃止年の前年末労働者数であり、丸で囲まれた点が廃止月から 1 年前の月末労働者数である。廃止年の前年末労働者数をベースとして、この両者が 30%以上乖離するのは、平成 20 年の 3 月廃止分で突出しているが、他の廃止月や年次については、大きくても平成 19 年の 1 月廃止分で約 9%と 10%に満たない。時系列変化については、これら 2 時点の大きな乖離を除いて、とくに乖離の大きな月数に変化はない。各年次の合計（表 4~6 の全国）でも、平成 18 年が約 2%、平成 19 年が約 1%、そして平成 20 年が約 4%となっており、乖離は小さいまま推移し、大きくは変動していない。

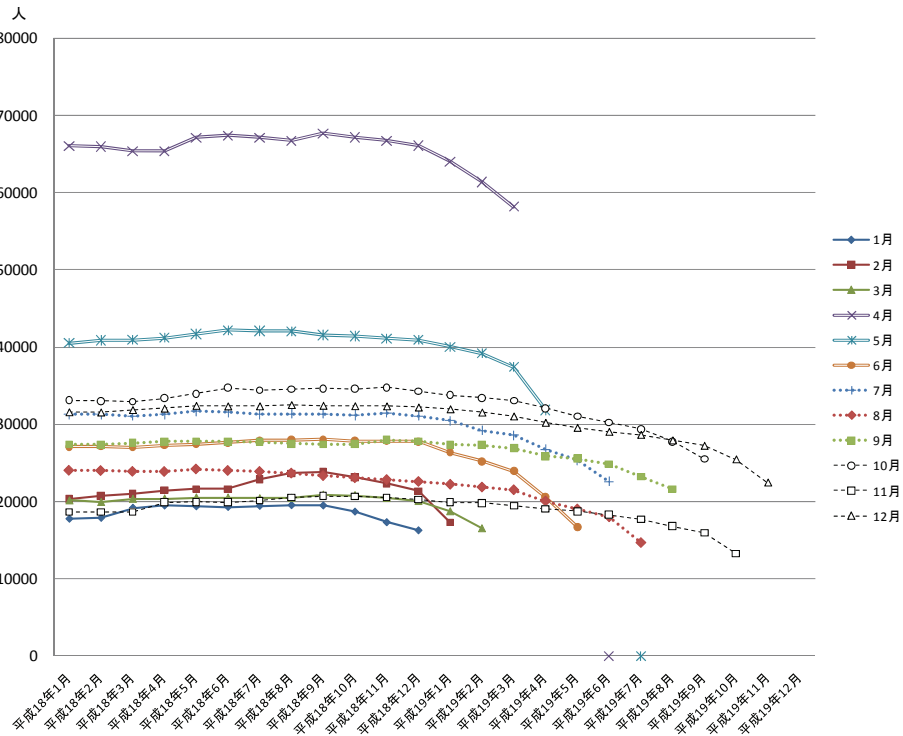
表 4~6 によって都道府県別の乖離状況を見ると、平成 18 年では、山梨県が一約 13%ともっとも乖離が大きく、それに沖縄県が約 12%で続いている。平成 19 年では鳥取県の乖離が約 23%ともっとも大きく、平成 18 年と比較して乖離が 10%以上の都道府県が増加している。平成 20 年では再び乖離の大きな都道府県が減少し、大阪府で約 20%、青森県で約 11%となっている。乖離の大きな都道府県は各年次で異なっており、また複数年で乖離が大きな都道府県は確認されない。都道府県別にみれば、平成 19 年廃止分がもっとも乖離が大きいが、全国に集計されれば観察された 3 年中もっとも乖離が小さくなっている。

図7 廃止月別廃止事業所労働者数の推移(平成18年廃止分、労働者5人以上の事業所)



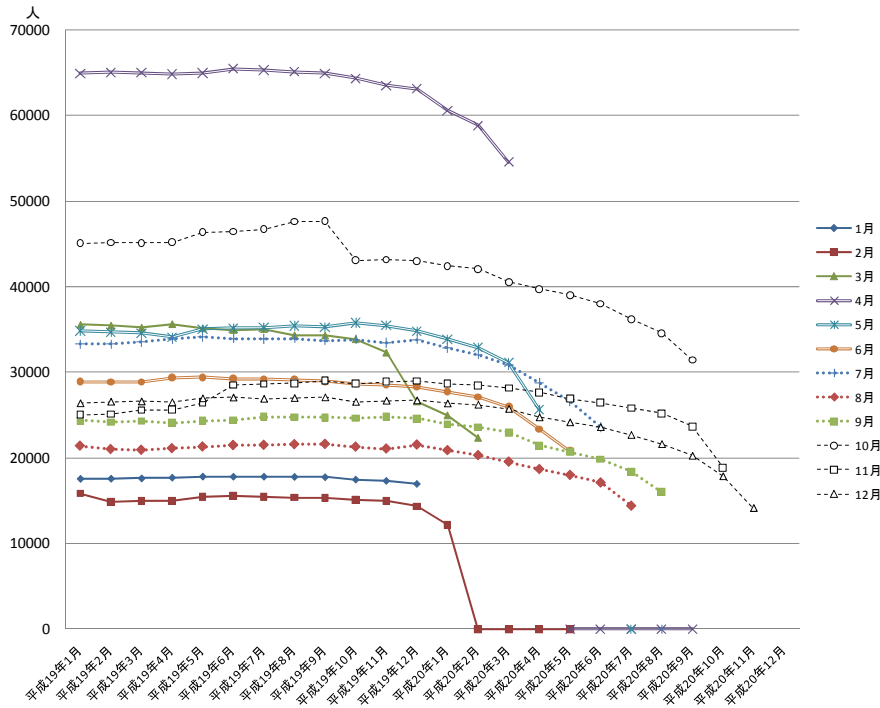
注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。
 2 労働者5人以上か否かは、廃止前年末時点での労働者数に基づく。

図8 廃止月別廃止事業所労働者数の推移(平成19年廃止分、労働者5人以上の事業所)



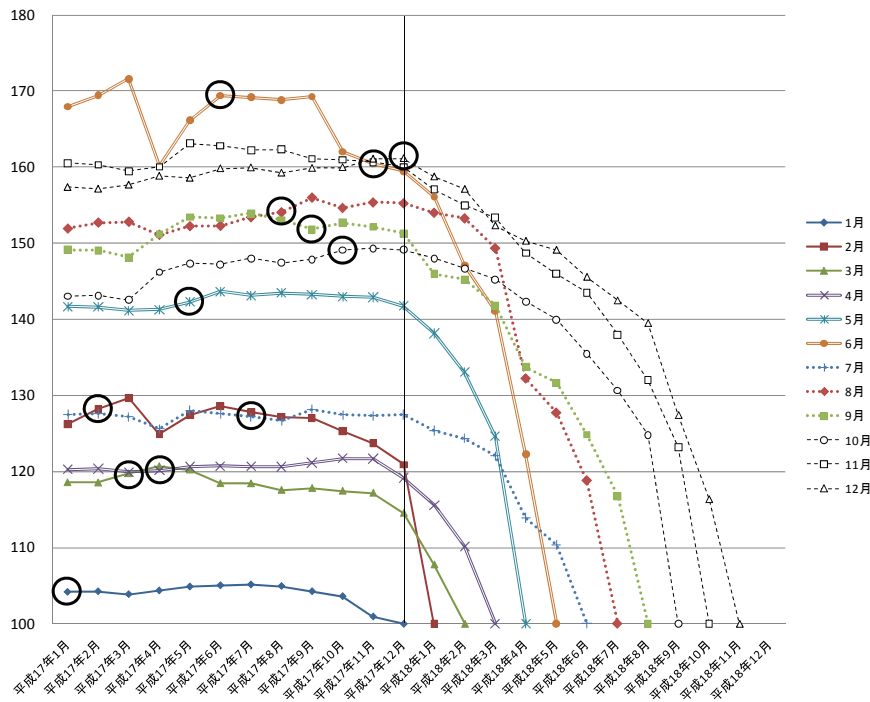
注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。
 2 労働者5人以上か否かは、廃止前年末時点での労働者数に基づく。

図9 廃止月別廃止事業所労働者数の推移(平成20年廃止分、労働者5人以上の事業所)



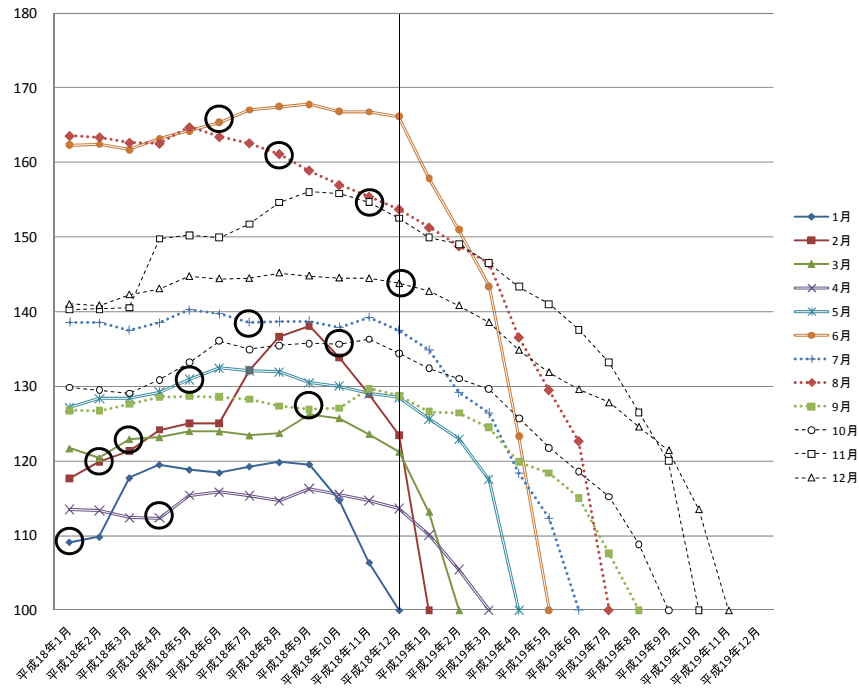
- 注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。
 注2 労働者5人以上か否かは、廃止前年末時点での労働者数に基づく。

図10 廃止月別廃止事業所労働者数の推移(平成18年廃止分、労働者5人以上の事業所)



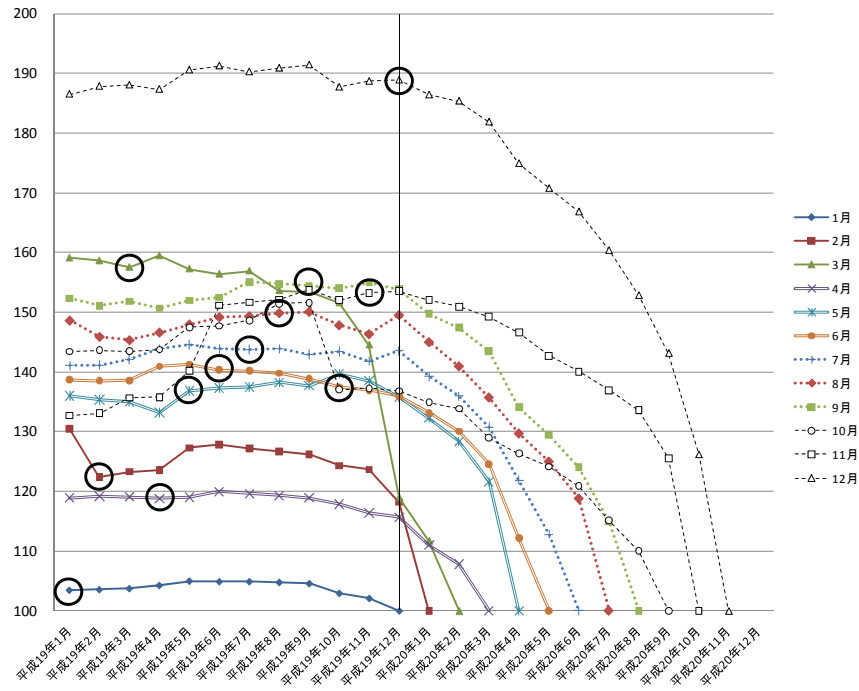
- 注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。
 注2 労働者5人以上か否かは、廃止前年末時点での労働者数に基づく。
 注3 グラフは、廃止月の前月末労働者数を100とした場合の指数の推移を表わしている。
 注4 ○は、廃止1年前の月末時点の状況を示している。

図 11 廃止月別廃止事業所労働者数の推移(平成 19 年廃止分、労働者 5 人以上の事業所)



- 注 1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。
- 注 2 労働者 5 人以上か否かは、廃止前年末時点での労働者数に基づく。
- 注 3 グラフは、廃止月の前月末労働者数を 100 とした場合の指数の推移を表わしている。
- 注 4 ○は、廃止 1 年前の月末時点の状況を示している。

図 12 廃止月別廃止事業所労働者数の推移(平成 20 年廃止分、労働者 5 人以上の事業所)



- 注 1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。
- 注 2 労働者 5 人以上か否かは、廃止前年末時点での労働者数に基づく。
- 注 3 グラフは、廃止月の前月末労働者数を 100 とした場合の指数の推移を表わしている。
- 注 4 ○は、廃止 1 年前の月末時点の状況を示している。

表4 都道府県別廃止事業所労働者数の時点間比較
(平成18年廃止分、労働者5人以上の事業所、単位：人)

	廃止 前年末時点(a)	廃止 1年前(b)	乖離(b/a)		廃止 前年末時点(a)	廃止 1年前(b)	乖離(b/a)
1 北海道	16362	16447	1.005	25 滋賀	2967	2858	0.963
2 青森	4293	4487	1.045	26 京都	8216	8432	1.026
3 岩手	3947	3993	1.012	27 大阪	30626	31535	1.030
4 宮城	5733	6100	1.064	28 兵庫	10176	10185	1.001
5 秋田	2168	2224	1.026	29 奈良	1540	1430	0.929
6 山形	2637	2714	1.029	30 和歌山	3396	3296	0.971
7 福島	5769	5823	1.009	31 鳥取	2223	2342	1.054
8 茨城	8893	9145	1.028	32 島根	2980	2938	0.986
9 栃木	5033	5166	1.026	33 岡山	5010	4905	0.979
10 群馬	4624	4303	0.931	34 広島	9346	10118	1.083
11 埼玉	10196	9987	0.980	35 山口	3917	4025	1.028
12 千葉	5791	6047	1.044	36 徳島	1864	1817	0.975
13 東京	84327	87239	1.035	37 香川	3310	3197	0.966
14 神奈川	17055	17575	1.030	38 愛媛	3492	3294	0.943
15 新潟	5863	5842	0.996	39 高知	1984	1915	0.965
16 富山	5015	5196	1.036	40 福岡	14038	13798	0.983
17 石川	4914	5012	1.020	41 佐賀	2974	2901	0.975
18 福井	2070	2069	1.000	42 長崎	3851	3825	0.993
19 山梨	1644	1426	0.867	43 熊本	6152	6122	0.995
20 長野	4959	5038	1.016	44 大分	3332	3335	1.001
21 岐阜	4743	4693	0.989	45 宮崎	3326	3320	0.998
22 静岡	8981	8796	0.979	46 鹿児島	4721	4758	1.008
23 愛知	19570	19869	1.015	47 沖縄	4115	4597	1.117
24 三重	5252	5127	0.976	全国	373395	379261	1.016

注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。

2 労働者5人以上か否かは、廃止前年末時点での労働者数に基づく。

3 網掛けは、廃止前年末時点と廃止1年前の月末時点との労働者数の乖離が10%以上である場合を示している。

表5 都道府県別廃止事業所労働者数の時点間比較
(平成19年廃止分、労働者5人以上の事業所、単位：人)

	廃止 前年末時点(a)	廃止 1年前(b)	乖離(b/a)		廃止 前年末時点(a)	廃止 1年前(b)	乖離(b/a)
1 北海道	15847	15353	0.969	25 滋賀	2185	2207	1.010
2 青森	3061	3173	1.037	26 京都	4057	4510	1.112
3 岩手	5537	5747	1.038	27 大阪	30143	30699	1.018
4 宮城	8028	8101	1.009	28 兵庫	15156	14846	0.980
5 秋田	2430	2442	1.005	29 奈良	1470	1484	1.010
6 山形	3532	3682	1.042	30 和歌山	1535	1543	1.005
7 福島	6010	5289	0.880	31 鳥取	2352	2882	1.225
8 茨城	7473	8194	1.096	32 島根	2525	2621	1.038
9 栃木	3197	3238	1.013	33 岡山	3684	4122	1.119
10 群馬	3704	3621	0.978	34 広島	11304	10845	0.959
11 埼玉	11460	10948	0.955	35 山口	2634	2611	0.991
12 千葉	7291	6994	0.959	36 徳島	1426	1426	1.000
13 東京	89198	89354	1.002	37 香川	2137	2264	1.059
14 神奈川	15456	15688	1.015	38 愛媛	2993	3331	1.113
15 新潟	6686	6791	1.016	39 高知	1846	1796	0.973
16 富山	1727	1860	1.077	40 福岡	16052	16544	1.031
17 石川	2741	3131	1.142	41 佐賀	2138	2208	1.033
18 福井	1719	1775	1.033	42 長崎	4053	4227	1.043
19 山梨	1446	1451	1.003	43 熊本	3741	3735	0.998
20 長野	4123	4338	1.052	44 大分	2055	2099	1.021
21 岐阜	4335	4062	0.937	45 宮崎	2989	3141	1.051
22 静岡	10498	10951	1.043	46 鹿児島	4172	4257	1.020
23 愛知	16758	16458	0.982	47 沖縄	2349	2323	0.989
24 三重	5625	5093	0.905	全国	360878	363455	1.007

注1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。

2 労働者5人以上か否かは、廃止前年末時点での労働者数に基づく。

3 網掛けは、廃止前年末時点と廃止1年前の月末時点との労働者数の乖離が10%以上である場合を示している。

表 6 都道府県別廃止事業所労働者数の時点間比較
(平成 20 年廃止分、労働者 5 人以上の事業所、単位：人)

	廃止 前年末時点(a)	廃止 1年前(b)	乖離(b/a)		廃止 前年末時点(a)	廃止 1年前(b)	乖離(b/a)
1 北海道	15792	15626	0.989	25 滋賀	2776	2829	1.019
2 青森	4541	5060	1.114	26 京都	5889	5869	0.997
3 岩手	3852	4001	1.039	27 大阪	37541	45077	1.201
4 宮城	7767	7960	1.025	28 兵庫	9620	9691	1.007
5 秋田	2779	2818	1.014	29 奈良	2271	2343	1.032
6 山形	2681	2622	0.978	30 和歌山	1593	1629	1.023
7 福島	6754	6971	1.032	31 鳥取	1554	1600	1.030
8 茨城	5865	6253	1.066	32 島根	2097	2152	1.026
9 栃木	5279	5200	0.985	33 岡山	4008	3999	0.998
10 群馬	4398	4336	0.986	34 広島	8781	9127	1.039
11 埼玉	9899	9550	0.965	35 山口	3565	3659	1.026
12 千葉	8024	7806	0.973	36 徳島	1156	1197	1.035
13 東京	84243	84197	0.999	37 香川	2656	2683	1.010
14 神奈川	14984	15657	1.045	38 愛媛	3843	3750	0.976
15 新潟	6188	6541	1.057	39 高知	1493	1457	0.976
16 富山	6210	6658	1.072	40 福岡	11696	12184	1.042
17 石川	2809	2761	0.983	41 佐賀	2072	2081	1.004
18 福井	2032	1884	0.927	42 長崎	3257	3315	1.018
19 山梨	2113	2167	1.026	43 熊本	6019	6301	1.047
20 長野	7725	8316	1.077	44 大分	2524	2567	1.017
21 岐阜	4812	4977	1.034	45 宮崎	2748	2812	1.023
22 静岡	7416	7734	1.043	46 鹿児島	4198	4274	1.018
23 愛知	18610	19269	1.035	47 沖縄	3328	3313	0.995
24 三重	3464	3437	0.992	全国	362922	375710	1.035

注 1 雇用保険事業所別頻数ファイルより集計。

2 労働者 5 人以上か否かは、廃止前年末時点での労働者数に基づく。

3 網掛けは、廃止前年末時点と廃止 1 年前の月末時点との労働者数の乖離が 10% 以上である場合を示している。

○時点の違いが意味するもの

事業所の新設に伴う雇用創出効果として、新設年の年末と新設されてから 1 年後の月末の 2 時点のうち、いずれかの労働者数で評価することを考えた場合、両者の乖離は新設月及び都道府県別にはばらつきがあるものの、全国の年計で見れば両者の乖離は 10% に満たず、それも近時点ほど小さくなっていることが確認された。

一方、事業所の廃止に伴う雇用消失効果として、廃止年の前年末と廃止される 1 年前の月末の 2 時点における労働者数のいずれかで評価する場合、両者の乖離は廃止月及び都道府県別に多少のばらつきはあるが、全国の年計で見れば 5% にも満たない。新設された事業所の労働者数の乖離のように近時点ほど乖離が小さいということもなく、観察された 3 年間いずれについても小さい状況である。

ただし、これだけでは雇用創出・消失効果としていつの時点の労働者数で評価することが望ましいかという点に答えられておらず、引き続き議論が必要である。事業所の新設に伴う雇用創出効果として、新設 1 年後の労働者数を評価の候補としたのは、新設後 1 年程度経過すれば、概して労働者の変動があまりなくなつて安定的に推移していることが確認できるからである。同様に、事業所の廃止に伴う雇用消失効果として、廃止 1 年前の労働者数を評価の候補とするのは、廃止 1 年程度前の労働者が概ね安定的に推移しているからである。雇用消失効果の算出に当たり、ある時点の前後で労働者数の減少の趨勢が変化し、

著しく減少率が高まるような時点の労働者数を評価対象とすることも1案であるが、廃止月及び年次で共通の基準とはならない。

なお、本試算が採用したような新設年の年末労働者数から新設率を計算する場合、新設年の年末以降、新設1年後の労働者数の状況が、最終的に算出される雇用創出・消失指標にまったく反映されていない訳ではない。たとえば、 t 年10月に新設された事業所を考えると、 t 年の新設率の計算には新設2カ月後の t 年末の労働者数が使用される。 $t+1$ 年1月（新設3カ月）以降の同事業所の労働者数の変動は $t+1$ 年における存続事業所の労働者数の変動として扱われ、その $t+1$ 年末の労働者数が $t+1$ 年の雇用創出・消失指標に反映される⁵。

⁵ ただし、 $t+1$ 年の1年間のうちに廃止されてしまった場合には、 $t+1$ 年の廃止率に t 年末の労働者数が使用され、 $t+1$ 年の雇用消失指標に影響を与えるが、新設年の年末以降、新設1年後の労働者数の状況は指標には反映されない。